

総合治水条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(調整池の設置を要する開発行為の基準)

第2条 条例第10条に規定する規則で定める基準は、土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)をしようとする者の行う開発行為が、その開発行為をしようとする土地の雨水流出量(土地に浸透又は滞留をせずに流出する雨水の量をいう。以下同じ。)の増加をもたらす開発行為に該当することとする。

2 前項の雨水流出量の増加は、開発行為をしようとする土地について、開発行為をした後の当該土地の別表左欄の別に応じ同表右欄に定める係数を当該土地の同表左欄の別ごとの面積に乗じたものの総和を当該土地の全体の面積で除した数(以下「流出係数」という。)が、開発行為をする前の当該土地について算定した流出係数と比べて上回る場合に生じるものとみなす。

(開発行為に関する届出)

第3条 条例第11条第1項の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 河川、下水道その他の水路(雨水を流下させるものに限る。)を整備し、又は維持することを目的として行う開発行為
- (2) 農地又は森林を保全することを目的として行う開発行為
- (3) 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防工事、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第4項に規定する地すべり防止工事又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事として行う開発行為
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(同条第2項第6号に規定する自動車駐車場及びこれと一体として整備される同項各号に規定する道路の附属物を除く。)、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設である農業用道路又は漁港関連道を整備することを目的として行う開発行為
- (5) 仮設の建築物の建築その他の土地を一時的な利用に供することを目的として行う開発行為(当該利用に供された後1年以内に当該開発行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為(当該応急措置が終了した後に当該開発行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める開発行為

2 知事は、前項第7号の開発行為を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 条例第11条第1項の規定による届出は、開発行為届(様式第1号)に、図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付してしなければならない。

4 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、開発行為の規模とする。

(重要調整池に関する技術的基準)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める技術的基準は、開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能に依存する地域において、浸水被害が発生する可能性を低減するように知事が定める基準とする。

2 知事は、前項の技術的基準を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(重要調整池の設置の完了の届出)

第5条 条例第13条第1項の規定による届出は、重要調整池設置完了届(様式第2号)に、重要調整池の所有者(所有者以外に当該重要調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「重要調整池の所有者等」という。)であることを証する書類及び写真その他の重要調整池の設置の状況を示す書類を添付してしなければならない。

(重要調整池に係る検査の結果の告示)

第6条 条例第13条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 重要調整池の所在地

(2) 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(重要調整池の所有者等の届出)

第7条 条例第14条第2項の規定による届出は、重要調整池機能喪失届(様式第3号)に、写真その他の重要調整池の機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

2 条例第14条第3項の規定による届出は、重要調整池所有者等変更届(様式第4号)に、土地の登記事項証明書その他の重要調整池の所有者等が変更したことを証する書類を添付してしなければならない。

(重要調整池の所有者等の義務の免除の告示)

第8条 条例第16条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 重要調整池の所在地

(2) 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 義務を免除する理由

(指定調整池の指定の告示)

第9条 条例第18条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 指定する調整池の所在地

(2) 指定する調整池の所有者(所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 指定する理由

(指定調整池の所有者等の届出)

第 10 条 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の指定調整池の機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定調整池の所在地
- (2) 指定調整池の所有者 (所有者以外に当該指定調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者) (以下「指定調整池の所有者等」という。) の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 機能が失われた日
- (4) 機能が失われた理由

2 条例第 19 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、土地の登記事項証明書その他の指定調整池の所有者等が変更したことを証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定調整池の所在地
- (2) 新たに指定調整池の所有者等となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定調整池の所有者等を変更した日

(指定調整池の指定の解除の告示)

第 11 条 条例第 20 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定調整池の所在地
- (2) 指定調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定を解除する理由

(指定雨水貯留浸透施設の指定の告示)

第 12 条 条例第 22 条第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する土地等 (条例第 22 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下同じ。) の所在地
- (2) 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定する土地等の所有者等 (条例第 21 条第 1 項に規定する所有者等をいう。第 14 条から第 16 条までにおいて同じ。) の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定する理由

(雨水貯留浸透機能の指針)

第 13 条 知事は、指定雨水貯留浸透施設に備えるべき雨水貯留浸透機能の指針を定めるものとする。

(雨水貯留浸透機能に係る知事との協議)

第 14 条 条例第 23 条第 2 項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書に、雨水貯留浸透機能を備えるために整備しようとする設備の設計書その他の雨水貯留浸透

機能の内容を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えようとする雨水貯留浸透機能の内容
(指定雨水貯留浸透施設の所有者等の届出)

第 15 条 条例第 24 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の雨水貯留浸透機能が備えられた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えられた雨水貯留浸透機能の内容

2 条例第 24 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の雨水貯留浸透機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 雨水貯留浸透機能が失われた日
- (5) 雨水貯留浸透機能が失われた理由

3 条例第 24 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、指定雨水貯留浸透施設に係る登記事項証明書その他の所有者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 新たに指定雨水貯留浸透施設の所有者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 所有者を変更した日
(指定雨水貯留浸透施設の指定の解除の告示)

第 16 条 条例第 25 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所在地
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定を解除する理由
(指定貯水施設の指定の告示)

第 17 条 条例第 27 条第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する貯水施設の所在地
- (2) 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定する理由
(雨水貯留容量を確保するための措置の指針)

第 18 条 知事は、指定貯水施設の管理者が講ずべき雨水貯留容量（条例第 26 条に規定する雨水貯留容量をいう。以下同じ。）を確保するための措置の指針を定めるものとする。

（指定貯水施設における措置に係る知事との協議）

第 19 条 条例第 28 条第 2 項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書によってしなければならない。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 指定貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 雨水貯留容量を確保するための措置の内容
(指定貯水施設の管理者の届出)

第 20 条 条例第 29 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 指定貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定貯水施設の雨水貯留容量を確保するための措置を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止する日
- (4) 雨水貯留容量を確保するための措置を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止する理由

2 条例第 29 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、契約書その他の管理者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 新たに指定貯水施設の管理者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 管理者を変更した日
(指定貯水施設の指定の解除の告示)

第 21 条 条例第 30 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定貯水施設の所在地
- (2) 指定貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定を解除する理由
(排水計画の指針)

第 22 条 知事は、指定ポンプ施設の管理者が策定すべき条例第 33 条第 1 項に規定する排水計画の指針を定めるものとする。

(指定ポンプ施設に係る知事との協議)

第 23 条 条例第 33 条第 2 項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書に、同条第 1 項に規定する排水計画の案を添付してしなければならない。

- (1) 指定ポンプ施設の所在地
- (2) 指定ポンプ施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(指定ポンプ施設の管理者の届出)

第 24 条 条例第 34 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない。

- (1) 指定ポンプ施設の所在地
- (2) 指定ポンプ施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 用途を廃止した日
- (4) 用途を廃止した理由

2 条例第 34 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、契約書その他の管理者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定ポンプ施設の所在地
- (2) 新たに指定ポンプ施設の管理者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 管理者を変更した日

(浸水が想定される区域の指定)

第 25 条 条例第 38 条第 1 項に規定する降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の指定は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 14 条第 1 項に規定する国土交通省令で定めるところに準じて行うものとする。

(指定耐水施設の指定の告示)

第 26 条 条例第 45 条第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定する建物等(条例第 44 条に規定する建物等をいう。以下同じ。)の所在地
- (2) 指定する建物等の用途
- (3) 指定する建物等の所有者等(条例第 44 条に規定する所有者等をいう。第 28 条から第 30 条までにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (4) 指定する理由

(耐水機能の指針)

第 27 条 知事は、指定耐水施設に備えるべき耐水機能の指針を定めるものとする。

(指定耐水施設に係る知事との協議)

第 28 条 条例第 46 条第 2 項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した協議書に、耐水機能に関する設計書その他の耐水機能の内容を示す書類を添付してしなければならない

ない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えようとする耐水機能の内容
(指定耐水施設の所有者等の届出)

第 29 条 条例第 47 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の耐水機能が備えられた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 備えられた耐水機能の内容

2 条例第 47 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、写真その他の耐水機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 耐水機能が失われた日
- (5) 耐水機能が失われた理由

3 条例第 47 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、指定耐水施設に係る登記事項証明書その他の所有者の変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 新たに指定耐水施設の所有者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 所有者を変更した日
(指定耐水施設の指定の解除の告示)

第 30 条 条例第 48 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定耐水施設の所在地
- (2) 指定耐水施設の用途
- (3) 指定耐水施設の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 指定を解除する理由
(身分証明書)

第 31 条 条例第 55 条第 2 項の証明書の様式は、様式第 5 号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(重要調整池に係る技術的基準等)

2 条例第 11 条第 2 項の規定による技術的基準その他の重要調整池に関する規則に委任された事項については、条例附則第 1 項ただし書に定める日までに必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

土地	係数
1 宅地その他の樹林地又は草地でない土地 (5 及び 6 の土地を除く。)	0.9
2 ゴルフ場その他の草地であって、平らでない土地 (5 及び 6 の土地を除く。)	0.8
3 山林その他の樹林地であって、平らでない土地 (5 及び 6 の土地を除く。)	0.7
4 原野その他の樹林地又は草地であって、平らな土地 (5 及び 6 の土地を除く。)	0.6
5 河川その他の水を流出させるための利用に供されている土地 (6 の土地を除く。)	1
6 池沼、水田その他の雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する効果のある用に供されている土地	0.7

開 発 行 為 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話 (.....) 番

次の開発行為について、総合治水条例第11条第 1 項の規定により届け出ます。

開発行為の内容	開発行為を行う土地の所在地	
	開発行為の規模	
	開発行為の目的	
	開発行為を行う土地の利用の現況	
	開発行為を行った後の土地の利用の状況	
想定される雨水が流出する量の変化	現 況	
	開発後	
調整池の設置に関する計画		
備 考		

- 注 1 図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付してください。
- 2 「開発行為の規模」の欄は、開発行為により形質を変更する土地の面積の合計を記入してください。
- 3 「想定される雨水が流出する量の変化」の欄は、総合治水条例施行規則第 2 条第 2 項により算定した流出係数を記入してください。
- 4 「調整池の設置に関する計画」の欄について、書ききれないときは、別紙としてください。

様式第2号(第5条関係)

重要調整池設置完了届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

.....印
電話(.....) -番

次のとおり重要調整池の設置を完了したので、総合治水条例第13条第1項の規定により届け出ます。

設置した重要調整池	名 称		
	所 在 地		
	重要調整池の所有者等	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
		重要調整池を管理する権原の内容	1 所有権 2 その他()
設置工事完了日	年 月 日		
備 考			

注 重要調整池の所有者等であることを証する書類及び写真その他の重要調整池の設置の状況を示す書類を添付してください。

重要調整池機能喪失届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

.....印
電話(.....) -番

次のとおり重要調整池の機能が失われたので、総合治水条例第14条第2項の規定により届け出ます。

機能が失われた重要調整池	名 称	
	所 在 地	
	届 出 者	1 重要調整池の所有者 2 重要調整池の管理について権原を有する者 (権原の内容：)
機能が失われた日	年 月 日	
機能が失われた理由		
備 考		

- 注 1 写真その他の機能が失われた状況を示す書類を添付してください。
2 「機能が失われた重要調整池」の「届出者」の欄は、該当する番号を で囲んでください。

重要調整池所有者等変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

.....印
電話(.....).....番

次のとおり重要調整池の所有者等を変更したので、総合治水条例第14条第3項の規定により届け出ます。

所有者等を変更した重要調整池	名 称	
	所 在 地	
変 更 し た 者	1 重要調整池の所有者 2 重要調整池の管理について権原を有する者 (権原の内容：)	
新たに重要調整池の所有者又は重要調整池の管理について権原を有する者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
変 更 し た 日	年 月 日	
備 考		

注 1 土地の登記事項証明書その他の重要調整池の所有者等が変更したことを証する書類を添付してください。

2 「変更した者」の欄は、該当する番号を で囲んでください。

様式第5号(第31条関係)

(表面)

第	号	身分証明書
所	属	
職	名	
氏	名	
上記の者は、総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第55条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。		
発行年月日	年	月 日
兵庫県知事		印

(裏面)

総合治水条例(抜粋)	
(立入検査)	
第55条 知事は、第11条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、開発行為の対象である土地、重要調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要調整池の所有者等その他の者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。	
2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
(罰則)	
第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。	
(2) 第55条第1項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者	
第60条 第11条第1項の規定による届出をしなかった者又は第55条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは質問に対して陳述しない者は、20万円以下の罰金に処する。	
第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	